

横手市農業委員会

令和7年度 第9回

農業委員会総会議事録

令和7年12月16日

令和 7 年度 第 9 回横手市農業委員会総会議事録

令和 7 年 12 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 報告第 12 号 非農地証明について
6. 報告第 13 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
			1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9		欠
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

19番 高 橋 康 弘 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊藤 俊一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐藤 紗子
	農地振興係主査	佐藤 亨
	農地振興係主査	柴田 正之
増田地域局	農委事務局主任	佐藤 大斗
平鹿地域局	農委事務局専門員	武田 和典
雄物川地域局	農委事務局参事	土田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高田 真紀子
	農委事務局主事	堀江 つくし
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土田 学
大雄地域局	農委事務局主査	照井 理香

議長	本日の出席者数は 22 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 9 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 20 番 丹 波 賢太郎 委員 21 番 武 藤 吉 喜 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	はじめに「1 番」と「2 番」は、議席番号 13 番 高田恵律子委員の自己の案件、及び同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 13 番 高田恵律子委員 一時退席)
議長	「1 番」と「2 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」、「2 番」は、大森地域局管内からの申請です。 「1 番」は、県外在住のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。 「2 番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番、2 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「1番」と「2番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「1番」と「2番」については、許可することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 13番 高田恵律子委員 着席)
議長	次に、「3番」から「35番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は3番から35番まで、33件です。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「3番」は、横手地域局管内からの申請です。買受により、経営規模の拡大をするものです。</p> <p>「4番」、「5番」は、増田地域局管内からの申請です。「4番」は、買受により、新規就農するものです。果樹農家として就農を希望していた譲受人と、離農を希望していた譲渡人が、市食農推進課を通じてマッチングしたものです。譲受人は、これまで譲渡人の農地や県果樹試験場で研修を受けています。現在は市外在住ですが、年明けには譲渡人から住宅も購入し、横手市へ移住予定です。農機具も、譲渡人から譲渡される予定です。なお、譲渡人は、11月末に横手市から県外へ転出しました。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「5番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>「6番」から「11番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「6番」、「7番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「8番」は、親族間で農地を贈与するものです。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「9番」から「11番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。</p> <p>「12番」から「17番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「12番」、及び議案書5ページの「13番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「14番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。「15番」、「16番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。議案書6ページをご覧ください。「17番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。</p> <p>「18番」から「20番」は、大森地域局管内からの申請です。「18番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に</p>

切り替えるものです。「19番」、「20番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。議案書7ページをご覧ください。

「21番」から「23番」は、十文字地域局管内からの申請です。「21番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者が農地を借受するものです。「22番」、「23番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。

「24番」は、山内地域局管内からの申請です。買受により、経営規模の拡大をするものです。議案書8ページをご覧ください。

「25番」から「35番」は、大雄地域局管内からの申請です。「25番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「26番」から議案書9ページの「29番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者が農地を買受するものです。「30番」、「31番」は、借受により、新規就農するものです。これまで弟が借受している農地で農作業を手伝ってきました。今回、自身で農地を借受し、ホップ栽培を引き継ぐものです。大雄ホップ農業協同組合に加盟し、組合の農機具を共同利用することです。「32番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。議案書10ページをご覧ください。「33番」は、後継者へ農地を部分贈与するものです。「34番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「35番」は、経営縮小のため、親族が農地を借受するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号3番から35番に記載されており、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りいたします。「3番」から「35番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「3番」から「35番」については、許可することに決定いたします。

議長 日程3、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開き下さい。案件は1件になります。それでは、

ご説明いたします。

「1番」は、■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は空調設備工事・電気工事・電気通信設備工事を主とする有限会社で、現在、市内数カ所に資材置場として大型車両数台及び仮設足場部材等を保管しているが、搬出入や在庫管理等に難儀していることから、一ヵ所で管理するべく申請地に資材置場を計画したものです。大型車両として、4トンダンプが2台、ホイールローダーが3台、バックホーが2台、高所作業車が1台です。その他資材として、仮設足場部材一式、碎石等とラフター（製材前の丸太）です。

「土地概要」は、申請地は、市役所■から南へ約1.7kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、東側・西側は「田」、南側は水路を挟んで「原野」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようになります。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱について、資料作成時においては事前協議中で終了見込みとしておりましたが、終了済みであると確認しております。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、11月27日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。なお、補足として、許可とされた場合には、「資材置場」が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」第4の1の(6)のエの(1)に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 42 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 42 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	はじめに「整理番号 1540 番」は、議席番号 23 番 堀江一彦委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 23 番 堀江一彦委員 一時退席)
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 32 ページの「整理番号 1540 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 1 月 30 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1540 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1540 番」については、承認することに決定いたします。

	退席委員の入場を認めます。
議長	(議席番号 23 番 堀江一彦委員 着席) 次に「整理番号 1558 番」は、議席番号 13 番 高田恵律子委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
議長	(議席番号 13 番 高田恵律子委員 一時退席) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 34 ページの「整理番号 1558 番」の 1 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 1 月 30 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
議長	(質問、意見等なし) ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1558 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、「整理番号 1558 番」については、承認することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。
議長	(議席番号 13 番 高田恵律子委員 着席) 次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1400 番」から「整理番号 1571 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 はじめに所有権移転になります。議案書 16 ページの「整理番号 1400 番」の 1 件は、令和 8 年 1 月 30 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 8 年 2 月

総会以降に農家に売り渡す予定となっております。議案書 16 ページの「整理番号 1401 番」の 1 件は、令和 8 年 1 月 30 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 17 ページの「整理番号 1402 番」から、議案書 35 ページの「整理番号 1569 番」の 166 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 1 月 30 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 43 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 36 ページの「整理番号 1570 番」から、「整理番号 1571 番」の 2 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 1 月 30 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1400 番」から「整理番号 1571 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1400 番」から「整理番号 1571 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 43 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 5、「報告第 12 号 非農地証明について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書 38 ページをご覧ください。願い出の報告は 1 件です。</p> <p>「1 番」は、[REDACTED] 地域局管内からの願い出です。「1 番」の願い出地は、地域局から [REDACTED] へ約 600m 先に位置しております。平成 10 年、願出人の亡き母がこの土地を相続したときには既に原野化していたとのことです。その後耕作することはできないまま現在に至っており、農地としての再生は困難であると判断されました。</p> <p>現地調査は 11 月 7 日、佐藤仁委員、高田恵律子委員、伊藤英幸推進委員と事務局にて実施しており、11 月 12 日付けで願出人へ非農地である旨を通知しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、「報告第 12 号」の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程 6、「報告第 13 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 40 ページをお開き下さい。報告件数は 5 件になります。それは、ご説明いたします。</p> <p>「1 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。</p> <p>「照会地」は、[REDACTED] 地区交流センターから南東へ約 310m に位置しております。隣接地との状況は、北側は「市道」、東側は「田」、西側は「宅地」及び「畠」、南側は「田」となっています。</p> <p>「土地の状況」は、申請者の亡き義父が昭和 54 年に住宅敷地として農地法第 5 条許可を受け取得した土地ですが、地目変更をしていなかったとのことで、現在は住宅等が取り壊され敷地一帯に残骸等があることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。</p> <p>「現地調査」は、11 月 10 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。</p> <p>「調査結果」は、11 月 12 日付けで記載のとおり報告しております。</p> <p>「2 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。</p> <p>「照会地」は、[REDACTED] 地区交流センターから北西へ約 1.4 km に位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」及び「田」、東側は「農道」、西側は「市道」、南側は「宅地」となっています。</p>

「土地の状況」は、申請者の亡き父が農業委員会の許可を受けないまま、昭和 49 年に住宅及び作業場を建築してしまったとのことで、現在は住宅については隣接地に建て替え後取り壊された状態で、作業場は現在も使用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、11 月 10 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、11 月 12 日付けで記載のとおり報告しております。

「3 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。

「照会地」は、[REDACTED] 地区交流センターから東へ約 90m に位置しております。隣接地との状況は、北側は「畑」、東側は「市道」、西側・南側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き夫が昭和 41 年に農業委員会の許可が必要とはわからずに住宅を建築してしまったとのことで、現在も同様に使用していることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、11 月 10 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、11 月 12 日付けで記載のとおり報告しております。

「4 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。

「照会地」は、[REDACTED] 地区交流センターから北西へ約 690m に位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「畑」、東側は「公衆用道路」、南側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き祖父が農地転用許可申請を失念したまま、平成 4 年に建物を建築してしまったとのことで、現在は建物が取り壊され、コンクリート床版がのみ残存していることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、11 月 17 日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、11 月 17 日付けで記載のとおり報告しております。議案書 41 ページをお開き下さい。

「5 番」は、[REDACTED] 地域局管内です。

「照会地」は、市役所 [REDACTED] 庁舎から南東へ約 2.7 km に位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」及び「田」、東側は「市道」、西側・南側は「田」となっております。

「土地の状況」は、昭和 40 年代に申請者の亡き祖父が住宅敷地として宅地に転用したもので、転用許可申請手続きをしたかは不明で、今日に至ったとのことで、現在も宅地として使用していることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、11 月 14 日、佐藤勇委員、飯野正和委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、11 月 17 日付けで記載のとおり報告しております。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員

	から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第 13 号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第 9 回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
	(10 時 36 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 7 年 12 月 16 日

議長 飯野正和

署名委員 丹波 賢太郎

署名委員 武藤吉喜